

2020年6月8日

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

東京ビルディング

株式会社 IDOM

代表取締役 羽鳥 裕介

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

東京ビルディング

株式会社 IDOM CaaS Technology

代表取締役 羽鳥 貴夫

## 吸収分割に関する事後開示事項

株式会社 IDOM（以下「IDOM」といいます。）及び株式会社 IDOM CaaS Technology（以下「IDOM CaaS Technology」といいます。）は、IDOM 及び IDOM CaaS Technology の間の2020年4月30日付吸収分割契約書に基づき、2020年6月8日を効力発生日として、IDOM が自動車リース事業及び個人間カーシェアリング事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務の一部を IDOM CaaS Technology に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に基づく事後開示事項は、以下のとおりです。

### 1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2020年6月8日

### 2. IDOMにおける事項（会社法施行規則第189条第2号）

#### （1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、簡易分割（会社法第784条第2項）に該当するため、会社法第784条の2但書に基づき、該当事項はありません。

#### （2）会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

##### ① 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、簡易分割（会社法第784条第2項）に該当するため、会社法第785条第1項第2号に基づき、該当事項はありません。

##### ② 会社法第787条の規定による手続の経過

本吸収分割に際して会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約

権はありませんので、該当事項はありません。

③ 会社法第 789 条の規定による手続の経過

IDOM は、2020 年 5 月 1 日付で債権者に対し、本吸収分割をする旨、債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨等を官報及び電子公告により公告いたしましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. IDOM CaaS Technology における事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

同条に基づく請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過

① 会社法第 797 条の規定による手続の経過

IDOM CaaS Technology は、会社法第 797 条 3 項に基づき、2020 年 4 月 30 日付で株主に対して通知を行いましたが、同条第 1 項に従い IDOM CaaS Technology に対して株式の買取を請求した株主はありませんでした。

② 会社法第 799 条の規定による手続の経過

IDOM CaaS Technology は、2020 年 5 月 1 日付で債権者に対し、本吸収分割をする旨、債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨等を官報により公告いたしましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、IDOM CaaS Technology には知れたる債権者が存在しないことから、個別の催告は行っておりません。

4. 本吸収分割により IDOM CaaS Technology が IDOM から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

IDOM CaaS Technology は、本吸収分割の効力発生日である 2020 年 6 月 8 日をもって、IDOM から本事業に関する権利義務を承継しました。本吸収分割により IDOM CaaS Technology が IDOM から承継した資産の額（概算額）は 317,814,386 円、負債の額は 0 円です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 6 月 11 日（予定）

6. 上記に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上